

27宗交第5号  
平成27年4月10日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様  
宗像市監査委員 小田 英俊 様

宗像市長 谷井 博美  
(総務部交通対策課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成27年4月1日付27宗監第4号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（交通対策課 監査実施時：渡船課）

定期監査実施日：平成26年4月22日

監査対象年度：平成25年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）渡船事業収入に関する事蹟について</p> <p>次の点について、提出書類の様式の見直しや書類受領時の確認の徹底を行うとともに事務処理を適正に行われたい。</p> <p>ア 乗船券発売日計表（地島発分）に鉛筆で加筆や訂正を行っているものが散見される。</p> <p>イ 神湊発大島行分の自動車航送券に乗船者の住所と電話番号の記載がないものがある。また、大島発神湊行分については様式に住所と電話番号を記入する欄がない。</p> <p>ウ 地島航路分の高齢者等渡船運賃助成及び幼児渡船運賃助成事業の実績報告に関する起案文書がつづられていない。また、助成件数の集計表が鉛筆書きである。</p> <p>エ 手荷物等運賃の後納請求に関する通知の起案文書がない。また、大島航路分の手荷物等の運搬実績を示す明細書がない。さらに、地島航路分の一部の明細書については単価を訂正しているが、訂正印がない。</p> <p>オ 通学定期券購入申込書に在学を証する書面の添付がないもの、通勤定期券購入申込書の「事業所の所在地」と「事業所の名称」の欄に記載していないもの、記載内容を訂正しているが、訂正印がないものが複数ある。</p>	<p>（1）渡船事業収入に関する事蹟について</p> <p>ア 訂正する際は、訂正箇所に取り消し線を引き訂正印を押印し加筆はボールペンで行っています。</p> <p>イ 大島発神湊行分については、利用者が島民もしくは、神湊発の復路であることから「住所・電話番号」の記載箇所を省略していましたが、自動車航送券の印刷の際、様式の統一を行い大島発神湊行分についても「住所・電話番号」の記載箇所を設けました。</p> <p>ウ 平成26年4月分から大島航路同様起案文書を綴るよう改めています。集計表については、ボールペンで記載し、訂正箇所は取り消し線を引き訂正印を押印するよう改めました。</p> <p>エ 両航路とも起案文書を添付するよう改めました。伝票記載事項の訂正箇所は取り消し線を引き訂正印を押印するよう改めました。</p> <p>オ 定期券購入申込者に対し、規定通りの記載を求めるよう業務受託業者に通知し、指導しました。添付書面及び申込書の様式について、手続きの簡素化のため他機関の状況を調査した結果、申込書に学校長の証明を記載するよう変更しました。また、業</p>

( 2 ) 需用費に関する事蹟について

契約書を省略する際の根拠規定の条項を誤っているもの、記載を鉛筆で訂正しているもの、業者からの質疑に対する回答の事蹟がつつられていないものがある。また、「委託事務に係る誓約書」の誓約者の氏名欄に事業所名が記載されているものをそのまま受領しているため、書類受領時の確認を徹底するとともに事務処理を適正に行われたい。

( 3 ) 委託料に関する事蹟について

次の点について、書類受領時の確認を徹底するとともに事務処理を適正に行われたい。

ア 乗船券確認業務委託の業務報告書が仕様書で定めた様式と異なっており、報告されるべき事項が報告されていない。また、收受処理がされていない。

イ 渡船ターミナル券売所窓口業務委託について、変更予定日より後になって届出られた「渡船ターミナル券売所窓口業務計画表変更届け」に事前に届け出ることができなかった理由の記載がない。また、「渡船ターミナル券売所窓口業務委託仕様書」中の業務時間の記載を誤っている。

務受託業者に、訂正印を押印するよう通知指導しました。併せて、課内でのチェック体制の強化を図りました。

( 2 ) 需用費に関する事蹟について

適正な事務処理を行うよう契約事務の手引きを基に課内研修を実施し、チェック体制の見直しを行いました。訂正する際は、訂正箇所に取り消し線を引き訂正印を押印し加筆はボールペンで行っています。質疑にかかる回答文書は、別ファイルに綴じ、移し替えを失念していたものです。指摘を受け綴じ直しました。その後、質疑書・誓約書等の業者から提出された書類は適宜ファイルに綴じています。受領文書の收受の際に記載事項の確認を徹底しています。受領文書に誤謬、欠落があった場合は適正に処理するよう指導しています。

( 3 ) 委託料に関する事蹟について

ア 仕様、様式のとおり報告するよう指導しました。收受処理後回覧し、課員全員でチェックを行うよう改めました。

イ 事前に届け出ることができなかった理由については、口頭で聴取しましたが、文書での受領を怠ったものです。委託業者には事前に届出するよう指導し、その後、事後に届け出られたことはありませんでした。仕様書の誤謬箇所も含め、適正な事務処理を行うよう課内のチェック体制の強化を図りました。